

令和8年度

静岡県セルロース循環経済ビジネス実証
事業費補助金

公募要領

令和8年3月

静岡県

1 趣旨

現在、国においても「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定するなど、地方活性化の起爆剤として循環経済が注目されている。中でもCNFをはじめとするセルロース素材は、植物由来でリサイクル性に優れた素材として循環経済への貢献が期待されているが、セルロース素材を使用した製品やビジネスモデルの普及については未だ途上である。

このため、セルロース素材の優位性を活かした新たな用途開発やビジネスモデルの創出を目的とした実証事業を行う共同体に対し、助成を行う。

2 補助制度の概要

(1) 補助対象事業

セルロース素材（CNF、CNC、CMF等の微細化セルロース）を活用した製品を実店舗等で使用し、その経済性やリサイクル性等の検証を行う実証事業であって、以下の要件に全て該当すること。

ア 事業の目的

セルロース素材を使用した製品によるマテリアルリサイクル（製品の製造、使用、回収、再生産）又は未利用廃棄物等からセルロース素材を精製した上で製品化するアップサイクル（未利用資源の回収、セルロース素材への原料化、製品の製造、使用）など循環経済を実現する取組であること。

イ 実証を行う店舗等及び実証期間

静岡県内の店舗等の現場にて製品を実際に使用する実証事業を1ヶ月以上実施すること。

ウ 定性的・定量的評価の実施

従業員や消費者からフィードバックされた使用感などの定性的な評価のほか、重量、強度等の物性、採算性・製品の付加価値向上（従来品との比較）、環境負荷の低減（CO2削減効果等）について定量的な評価を行うこと。

得られた評価については、交付要綱に定める事業実績書とは別に成果報告書としてまとめるとともに、県が3月頃に開催する成果報告会にて発表を行うこと。

(2) 補助対象者

補助対象者は、共同体の代表機関となる企業等とし、共同体には企業等及び大学等をそれぞれ1者以上含むものとする。また、企業等のうち静岡県内に主たる事務所又は事業所を有する企業等が1者以上参加することを要件とする。

(3) 補助対象経費

別表1のとおり

(4) 補助事業期間

交付決定通知書に記載する交付決定の日から令和9年2月28日まで

(5) 補助率及び補助限度額

補助率：3分の2以内、補助限度額：335万円

3 申込みの手続き

(1) 提出書類

*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1063550.html>

ア 申込書類一式（申込書、事業計画書）

イ 直近2か年の決算報告書（代表機関の貸借対照表・損益計算書等）

ウ 会社案内（構成員全て）

エ 直近期の県税納税証明書（共同体構成員全ての企業等※大学等は不要）

オ 確認書

(2) 募集期間

令和8年3月30日（月）～令和8年5月22日（金）17時

(3) 提出方法

下記提出先まで紙媒体で5部提出

〔提出先〕

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県 経済産業部 産業革新局 先端技術振興課

電話：054-221-3622 Eメール：sengi@pref.shizuoka.lg.jp

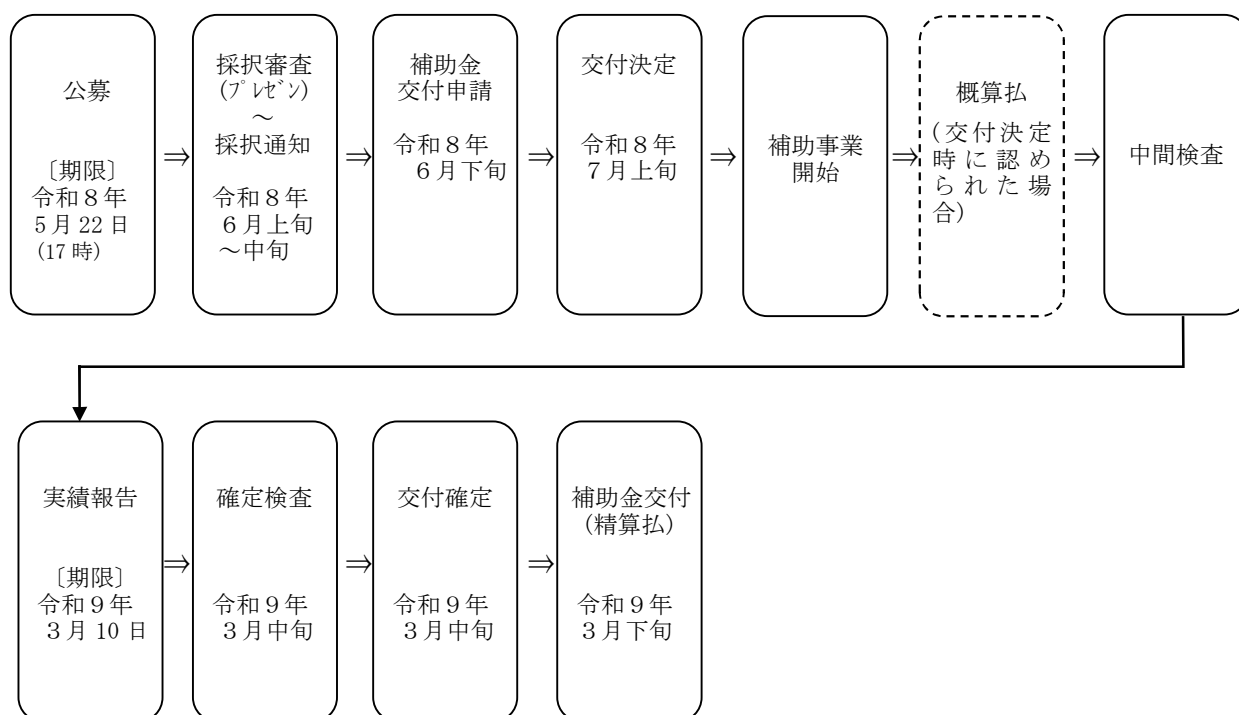
4 審査方法・基準

- (1) 県が設置する審査委員会にてプレゼンテーションを実施していただきます。審査委員会では別表2の審査基準に基づき審査を行います。
- (2) 県は、審査委員会での審査結果を受け、補助事業者を決定します。
※採択通知は、6月中旬を目処に、書面により行います。

5 採択後の手続き

- (1) 採択企業は、6月下旬頃までを期限に、補助金の交付申請をしていただきます。
- (2) 県は、補助金の交付申請に対し、7月上旬頃までを目処に書面にて交付の決定を通知します。
※交付決定日から事業開始となります。交付決定前に発生した経費は補助対象外です。

6 スケジュール(目安)



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

7 留意事項

【申込み時】

申込みには、「静岡県セルロース循環経済ビジネス実証事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の内容を必ず御確認ください。

また、申込みいただいた場合は、下記事項に同意したものとみなします。

- (1) 事業計画は、専門知識を有しない者でも一定の理解が可能ないように、平易な表現を用いてください。また、進捗状況及び成果の評価を容易に行える内容としてください。
- (2) 申込書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあります。
- (3) 提出された申込書類は返却しません。
- (4) 締切後の申込書類に関する追加・変更・訂正等はできません。
- (5) 応募状況、審査結果等に関する問合せには応じられません。
- (6) 審査会出席に係る経費(交通費等)は、申込者の自己負担とさせていただきます。
- (7) 静岡県税等を滞納している場合は、補助の対象になりません。
- (8) 同一又は類似の課題名又は内容で、他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは補助対象になりません。
- (9) 当事業における補助金の連続使用に関して、一部制限があります。
- (10) 補助金は、原則として精算払（やむを得ない場合に限り概算払も可能）のため、事業期間内の立替払が可能であることが必要です。

- (11) 予算の範囲内において採択企業を決定するため、採択に当たり、必要に応じて経費の調整をした上で交付申請していただくことがあります。
- (12) 申込者又はその役職員は、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないことが必須です。

【事業採択後】

- (1) 採択通知の後に、正式な補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- (2) 提出された申込書類や報告書等は、静岡県での厳正なる管理下に置かれ、本事業以外の用途に使用されることはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申込者名、所在地、事業概要等が、県のホームページ等で公表されます。
そのため、書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申込者の判断によりお願いします。
- (3) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって金額等が明確に確認できるものです。
- (4) 本補助事業により取得した財産は、当該事業にのみ使用することができます。それ以外の目的（他の研究開発や生産活動等への流用等）に使用することはできません。
- (5) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (6) 補助事業者は、補助期間終了後も事業化に努める必要があります。補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります。（毎年度の決算報告書の提出も必要です。）
- (7) 補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付していただきます。
- (8) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などの協力をしていただくことがあります。
- (9) 事業実施に伴う成果物（仕損じ品を含む）や経理書類等については、全て事業終了後5年間保存していただきます。
- (10) 補助事業期間中もしくは補助事業終了後に行われる検査及び監査等により不適切な事項が判明した場合は、たとえ補助金の交付の決定又は交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。

<別表1>補助対象経費

補助対象経費	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守、修繕に要する経費 *本事業を行うために必要不可欠なものに限る。 *機械装置、測定機器等は、レンタル・リースを原則とする。 *汎用品と判断されるものは対象外
外注加工費	自社で作成した設計図等の指示により、外部へ加工等を依頼することに要する経費
委託費	本事業に必要な調査・分析、研究開発、設計等を研究機関や企業等へ委託または共同研究する際に支払われる経費
技術コンサルタント料	本事業に必要な専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
資料購入費	本事業に必要な図書、参考文献、資料、データ等の購入に要する経費
通信運搬費	本事業に必要な郵送及び運送に要する経費
謝金	本事業における実証協力店舗等に対する謝金
旅費	本事業の実施に関する調整を図るために必要となる旅費
消耗品費	本事業の遂行に必要な事業への使途が特定できる消耗品の購入に要する経費

<別表2>審査基準

区分	審査項目	配分点
事業趣旨	セルロース素材の特性を活かした循環経済の実現を図るビジネスモデルが提案されているか	20
エビデンス	実証の成果を確認するための十分なエビデンスが取得又は収集できる事業計画になっているか	20
実現性・収益性	構築するビジネスモデルは、補助事業終了後も収益性を伴ったビジネスとして実現可能であるか。また、製造及びリサイクル技術の面からも実現可能な内容であるか。	20
期間	効率的で無理のないスケジュールとなっているか	10
経費	補助事業の内容に見合った適切な経費が計上されているか	10
実施体制	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか 構成員及び技術者は十分な経験やノウハウを備えているか	10
	静岡県内に実証の場を十分確保できているか	10
合計		100

更に下記に該当する場合は加点措置があります。

	加点項目	加点
パートナーシップ構築宣言	応募期限までに、「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言書」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること。	1